

1 開成町環境基本条例

平成 12 年 3 月 23 日条例第 5 号

私たちのまち開成は、足柄平野の田園地帯の一角を占めています。豊かな水に恵まれたコメの産地として知られています。

しかし、この地域にも変化の波が押し寄せてきました。経済的な発展は、私たちの生活に便利さや豊かさをもたらしましたが、その一方で、身近な自然は減りゴミの量は増え続けました。大量生産と大量消費がもたらした地域の変化は、地球規模にも及び、地球の温暖化やオゾン層の破壊が深刻になっています。

私たちは、安全に健康で文化的な生活をする権利を持っています。しかし、その一方で、豊かな環境を守り将来の世代に引き継いでいく責任も同時に負っています。

私たちは、今ある豊かな自然が限りある資源であることを知らなくてはなりません。残された美しい環境を守りながら新たな良好な環境を造り出すために行動しなくてはなりません。

私たちは、持続的に発展することが可能なまち開成をめざして、まず、地域から行動を起こすことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全及び創造は、すべての町民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域の自然的条件に配慮し、人と自然との共生を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会を構築することを目的として自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第 3 条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、基本理念にのっとり、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努力するものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため環境に配慮されたものとなるよう自らの責任

において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずる責務を有するとともに、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等を図り、及び製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、公害の防止その他自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、廃棄物の発生の抑制、再生利用その他環境への負荷の低減に資するよう努めるものとする。
- 3 町民は、基本理念にのっとり、地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力するものとする。

(滞在者の責務)

第6条 旅行者その他の本町に滞在する者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全で健康かつ快適な生活環境を確保すること。
- (2) 潤いと安らぎを与える水辺や松並木等の地域を特徴づける自然的歴史的資源の保全及び活用を図り、並びに人に優しい都市施設の整備を推進し、快適環境の形成を図ること。
- (3) エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進並びに廃棄物の発生の抑制及び減量化を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の環境の保全及び創造に資する取組を通じて、地球環境の保全のための施策を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(基本計画の策定等)

第9条 町長は、前条に規定する環境基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、町民の意見を反映するための必要な措置を講じなければならない。

- 2 町長は、前条に規定する環境基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、開成町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(公共施設の整備等)

第12条 町は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造を図るための施設の整備並びに環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第13条 町は、土地の区画形質の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を行おうとする者（以下「開発事業者等」という。）が策定する計画について、自らその計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習、環境情報の提供等)

第14条 町は、町民、事業者、民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の体系的推進並びにこれらに係る情報の提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条に基づき開成町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 開成町きれいなまちをつくる条例

平成 21 年 3 月 13 日条例第 4 号

（目的）

第 1 条 この条例は、町、町民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き缶等 缶、瓶、ペットボトルなど飲食物を収納していた容器、包装材その他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- （2） 吸殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- （3） 草木等 草刈、草取り、剪定などをした後の刈り取られた草木その他これに類する物をいう。
- （4） 町民等 町内に居住する者、町内を通過する者、旅行者又は町内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （5） 事業者 町内において事業活動を行うものをいう。
- （6） 土地所有者等 町内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- （7） 公共の場所等 道路、広場、公園、河川、水路その他公共の用に供する場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物をいう。
- （8） 水路 主として農業のための利水の目的をもって設置されている用水路をいう。
- （9） 落書き 公共の場所等にみだりに塗料等により文字、図形若しくは絵画を書く行為又は書かれた文字、図形若しくは絵画をいう。

（町の責務）

第 3 条 町は、町民等のまちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現のために必要な施策を実施するとともに、町民等及び事業者が行う自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

（町民等の責務）

第 4 条 町民等は、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する町の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、地域社会を構成する一員として、事業所及び周辺の美化の推進とこの条例の目的を達成するために実施する町の施策に協力するよう努めるものとする。

（土地所有者等の責務）

第 6 条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸殻等をみだりに投棄されることのないよう、その土地の適正な管理に努めるものとする。

（喫煙者の責務）

第 7 条 町民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めるものとする。

2 町民等は、屋外で喫煙する場合、携帯用吸殻入れを携行するよう努めるものとする。

（投棄等の禁止）

第8条 何人も、公共の場所等にみだりに空き缶等又は吸殻等を投棄し、又は放置してはならない。

2 何人も、みだりに水路に草木等を投棄してはならない。

（愛玩動物の適正管理、犬のふんの放置の禁止）

第9条 何人も、その飼育し、又は管理する犬、猫その他の愛玩動物が他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

2 何人も、その飼育し、又は管理する犬が公共の場所等でふんをしたときは、そのふんを投棄し、又は放置してはならない。

（落書きの禁止）

第10条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。

（かいせいクリーンデー）

第11条 町は、町民等及び事業者の間に広く環境美化についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境美化に関する活動を行う意欲を高めるため、かいせいクリーンデーを設ける。

（開成町環境美化推進協議会）

第12条 町は、地域における環境美化を推進するため開成町環境美化推進協議会を置く。

（落書きの消去要請）

第13条 町長は、公共の場所等への落書きが周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、当該公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

（指導及び助言）

第14条 町長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、町民等、事業者及び土地所有者等に対して指導及び助言を行うことができる。

（立入調査）

第15条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に公共の場所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 17 条 第 10 条の規定に違反して公共の場所等に落書きをした者は、5 万円以下の罰金に処する。

2 第 8 条第 1 項の規定に違反して公共の場所等にみだりに空き缶等又は吸殻等を投棄し、又は放置した者は、2 万円以下の罰金に処する。

3 第 8 条第 2 項の規定に違反して水路に草木等を投棄した者は、2 万円以下の罰金に処する。

4 第 9 条第 2 項の規定に違反して犬のふんを投棄し、又は放置した者は、2 万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第 18 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条（ただし、第 1 項を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

3 開成町環境審議会答申

平成29年3月22日

開成町長 府川 裕一 様

開成町環境審議会
会長 小林 正信

開成町環境基本計画の改定について（答申）

平成28年10月25日付、開環発第41号にて諮問のありました開成町環境基本計画の改定について、つぎのとおり答申します。

開成町環境基本計画推進会議から提出された提言を踏まえ、さらに庁内各課の意見との調整も図りながら策定された開成町環境基本計画改定（案）について、当審議会は3回にわたり多面的な視点に立って慎重に審議を重ねた結果、おおむね妥当であると認めます。

これらの審議の経緯に十分ご留意頂き、計画に示す将来像「いつまでも うるおいとせせらぎのあるまち かいせい」の実現に向け、着実な施策の推進を図るよう要望します。

記

- 1 この計画の推進及び進行管理のための組織体制を速やかに構築し、開成町環境基本計画推進会議の提言を尊重し、町と環境基本計画推進会議との協働により町民・事業者、自治会・環境活動団体、環境美化推進協議会委員が参加、協力して開成町の良好な環境づくりに取り組むこと。
- 2 本計画、施策を広く町民へ知ってもらうための効果的な周知の徹底に努めること。
- 3 本計画の進捗状況について、町民参画のもと効果検証を行い、それを踏まえ8年後の基本計画の見直しの際には、適確に反映を行うこと。
- 4 この計画の推進に当たっては、地球環境を含め、常に地域環境の変化を捉え、柔軟な対応を図ること。

以上

4 開成町環境審議会委員名簿及び審議経過

(1) 委員名簿

	氏 名	備 考
1	浅井 佐一	開成町ホタルの里づくり研究会
2	小林 正信	公募
3	高田 幸男	開成町環境美化推進協議会
4	鳥海 由美子	開成町消費者の会
5	永田 幸男	公募
6	土方 栄子	開成町婦人会
7	福島 比斗美	公募
8	村上 葉子	公募

(氏名は五十音順、敬称略)

(2) 審議経過

回 数	日 時	内 容
第 1 回環境審議会	H28. 10. 25 (火) 13:30～16:30	・ 開成町環境基本計画改定に関する諮問について ・ 開成町環境基本計画改定について ・ 平成 28 年度開成町環境基本計画進捗状況について
第 2 回環境審議会	H28. 12. 19 (月) 13:30～16:40	・ 開成町環境基本計画改訂（素案）について ・ 今後の予定について
第 3 回環境審議会	H29. 2. 22 (水) 10:00～11:20	・ 平成 28 年度開成町環境基本計画改定に伴う素案について

5 開成町環境基本計画推進会議委員名簿及び検討経過

(1)委員名簿

	氏 名	備 考
1	井上 準一郎	
2	遠藤 敦子	
3	小澤 俊一	
4	川俣 雅弘	

(氏名は五十音順、敬称略)

(2)検討経過

回 数	日 時	内 容
第1回推進会議	H28. 7. 29 (金) 10:00～12:00	・意見交換 ①開成町の環境課題の抽出 ②現地踏査箇所・ルートの設定
第2回推進会議	H28. 8. 24 (金) 13:30～17:00	・現地踏査(フィールドサーベイ) ・意見交換
第3回推進会議	H28. 10. 12 (水) 14:00～17:00	・意見交換 ①現況の環境の推進施策と改善方法について
第4回推進会議	H28. 11. 18 (金) 13:30～16:30	・意見交換 ①協働による環境活動の推進体制について
第5回推進会議	H29. 2. 10 (月) 13:30～16:30	・平成28年度開成町環境基本計画改定に伴う素案について

6 環境基準

(1)大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化いおう (SO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(48. 5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(48. 5. 8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(48. 5. 8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(53. 7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O_x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(48. 5. 8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(2)有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9. 2. 4 告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9. 2. 4 告示)	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9. 2. 4 告示)	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13. 4. 20 告示)	

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(3)ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

(4)微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(5)水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1 (c) に定める方法及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	付表 7 に掲げる方法

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	第 1 の 2 の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格 21 に定 める方法	付表 8 に掲 げる方法	規格 32 に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

(備考)

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ご とに指定する水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1 (1) による。）	

(備考)

- 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）